# 新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業補助金Q&A

#### 実習時感染予防対策実施支援事業関連

#### 補助対象機関について

- (Q1) 福島県内の医療関係職種の学校・養成所であれば、補助申請ができますか?
- A1 本事業では、県内の医療関係職種養成校を対象としており、大学及び高等学校専 攻科は対象としておりません。
- (Q2) 複数の医療関係職種の養成課程を持つ学校は、養成課程毎の申請ができますか?
- A2 複数課程を持つ場合であっても、1校につき1事業での申請となります。
- (O3) 福島県内の医療機関であれば、補助申請ができますか?
- A3 当該年度に県内看護師等養成校の実習施設となっている病院を対象としております ので、その他の医療機関(診療所、訪問看護ステーション等)は、対象外です。

## 補助対象経費等について

- (Q4) どのような経費が対象になりますか?
- A4 養成校や実習病院が、学生の隣地実習を行う(受入する)ために必要となる感染 予防対策実施のために必要な資材、消耗品、什器等の購入経費や実習実施のために 新たに実施が必要となった検査経費等が対象となります。
- (05) 補助対象外経費はどのようなものですか?
- A5 以下の費用は、補助対象外経費となりますので、ご注意ください。
  - ○学内演習や講義を実施する際に使用する資材等の購入経費
  - ○次年度の準備資材として購入する感染予防資材の経費
  - ○実習で使用しない病棟や場所で使用する感染予防資材等の購入経費
  - ○実習実施とは関係のない検査経費
- (Q6) 補助事業申請前に購入整備した実習用感染予防資材等に関する経費は補助対象 になりますか?
- A6 補助対象経費に含まれる機器であり、かつ、当該年度内に購入整備したものであれば、対象となります。

#### (O7) 次年度実習の準備のために購入する、感染予防資材等は対象になりますか?

A7 当該年度に全く使用せず、次年度の準備として購入整備する場合は、対象とはなりません。

#### (Q8) 補助率等はどのようになりますか?

- A8 ○補助率⇒10/10以内
  - ○補助上限額 ⇒・養成校は@6千円×最終学年在籍学生数\*で算出された額
    - ・実習病院は、@100千円/病院
      - \*複数課程のある養成校は、各養成課程の最終学年在籍学生数の総数

#### (O9) 最終学年の学生が行う実習に必要な感染予防資材のみが対象ですか?

A9 実習に行くため、実習で使用する資材等であれば、最終学年の実習にのみ限定するものではありません。各学年、各養成課程で予定している実習ができる限り実施できるよう、有効に活用ください。

#### 申請方法について

#### (Q10) 申請時に提出する書類はどのようなものですか?

- A10 申請時は、次の書類をご提出ください。
  - ■福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業補助金交付 申請書(第1号様式)
  - ■事業計画書(第2号様式)
  - ■収支予算書(第3号様式)
  - ■機械、器具及び備品等の設備に係る見積書、領収書等
  - ■経費見込額(別紙様式第1号)
  - ■振込口座記入票

### 実績報告について

#### (O11) 事業完了後に提出する書類はどのようなものですか?

- A11 事業完了後は、次の書類をご提出ください。
  - ■福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業完了報告書 (第6号様式)
  - ■福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業実績報告書 (第7号様式)
  - ■事業実績書(第8号様式)
  - ■収支精算書(第9号様式)
  - ■機械、器具及び備品等の整備に係る写真及び納品書
  - ■領収書又は支払を証する書類
  - ■経費実績額(別紙様式第2号)